資　料　４

指名業者選定基準・入札参加資格
・落札率の状況等

指名競争入札に係る指名業者の選定基準

◇指名競争入札に係る指名業者の選定については、市建設工事等請負業者選定要領において選定基準を定めている。

【選定基準】

① 入札参加資格者名簿に登載された業者

② 原則として発注基準に対応する等級に格付された業者

③ 施行能力・経営規模・履行中の契約件数等・履行実績・労働福祉の状況・倒産等情報に留意

④ 市内業者を優先することができる

一般競争入札に係る参加資格要件等

◇一般競争入札の入札参加に必要な事業者の資格要件については、地方自治法施行令に規定されているほか、市一般競争入札（建設工事）実施要領において要件を定めている。

【参考：一般競争入札の対象工事】

土木一式工事・舗装工事・その他	設計金額：5千万円以上
建築一式工事	設計金額：1億円以上

一般競争入札に関し市が定める参加資格要件

【必須要件】

① 入札参加資格者名簿（建設工事）に登載されている者
② 地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者
③ 愛知県又は弥富市から指名停止措置を受けていない者
④ その他（暴力団に係る排除措置を受けていないこと等）

【市が必要と認める場合に付すことができる要件】

① 営業所の所在地が愛知県内である
② 同種の工事について一定の施工実績を有する
③ 配置予定の技術者が適正である
④ その他（入札参加者間等に資本・人的関係がないこと等）

参考：地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

⑴　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

⑵　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

⑴　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

⑵　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

⑶　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

⑷　地方自治法第234条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

⑸　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

⑹　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

⑺　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

〈落札率に対する基本認識〉

◇予定価格が実勢価格等を適切に反映している場合や、同種の工事の場合、結果的に落札率が高くなることは当然に想定されるため、単に落札率により談合等の不正の有無を判断することは適当でない。

◇また、実勢価格等を適切に反映した予定価格の積算は、適切な予算措置・予算執行に資するもので、市民サービスの向上に寄与する。

◇一方、低落札率については、実勢価格等を反映していない予定価格が理由である場合、他の市民サービス予算に制約を及ぼすとの指摘もある。また、適正な予定価格である場合、工事の品質の低下・ダンピング等が懸念される。

➡ 上記の認識のもと本市の落札率について近隣市と比較・検証

契約件数・平均落札率

単位：件・％

区　　分		R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
指名競争入札	契約件数	2	5	7	4	5
	平均落札率	97.50	96.67	95.43	96.19	97.48
一般競争入札	契約件数	0	3	4	1	2
	平均落札率	—	98.88	97.86	99.20	99.42
合計	契約件数	2	8	11	5	7
	平均落札率	97.50	97.50	96.31	96.79	98.04

・少額随意契約の対象外となる契約について、文書の保存期間内である直近５年間を対象に作成した
・平均落札率は予定価格が200万円以上（R6までは130万円以上）の契約の落札率を単純平均している

平均落札率等（弥富市・直近５年）

単位：％

	平均値	中央値	最高	最低
指名競争入札（23件）	96.46	96.55	99.67	93.75
一般競争入札（10件）	98.61	98.73	99.74	97.41

・少額随意契約の対象外となる契約について、文書の保存期間内である直近５年間を対象に作成した
・平均落札率は予定価格が200万円以上（R6までは130万円以上）の契約の落札率を単純平均している

近隣市の状況【指名競争】

単位：件・％

区　　分		R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
Ａ市	契約件数	12	9	6	11	15
	平均落札率	94.24	87.17	97.75	96.46	95.01
Ｂ市	契約件数	9	6	5	6	6
	平均落札率	96.97	96.83	96.87	96.58	95.28
Ｃ市	契約件数	6	8	5	10	12
	平均落札率	96.19	97.56	96.64	97.29	96.02
（弥富市）	契約件数	2	5	7	4	5
	平均落札率	97.50	96.67	95.43	96.19	97.48

・近隣市の状況はHP掲載情報を基に予定価格が200万円超の契約を単純平均して作成した

・津島市及びあま市は予定価格を事前公表している。※あま市は予定価格250万円以上が対象

近隣市の状況【一般競争】

単位：件・％

区　　分		R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
Ａ市	契約件数	0	0	3	6	5
	平均落札率	—	—	74.40	92.93	97.70
Ｂ市	契約件数	1	0	1	2	0
	平均落札率	89.61	—	95.19	98.92	—
Ｃ市	契約件数	0	1	1	3	1
	平均落札率	—	100.00	99.59	98.35	98.48
（弥富市）	契約件数	0	3	4	1	2
	平均落札率	—	98.88	97.86	99.20	99.42

・近隣市の状況はHP掲載情報を基に予定価格が200万円超の契約を単純平均して作成した

・津島市及びあま市は予定価格を事前公表している。※あま市は予定価格250万円以上が対象

落札率の分布【指名競争】（直近５年）

単位：件・％

区　分	90%未満	90%以上 92%未満	92%以上 94%未満	94%以上 96%未満	96%以上 98%未満	98%以上 100%未満	100%
Ａ市	9 (17.0)	4 (7.5)	4 (7.5)	3 (5.7)	14 (26.4)	15 (28.3)	4 (7.5)
Ｂ市	1 (3.1)	2 (6.3)	1 (3.1)	8 (25.0)	4 (12.5)	16 (50.0)	0 (0.0)
Ｃ市	0 (0.0)	1 (2.4)	4 (9.8)	5 (12.2)	22 (53.7)	6 (14.6)	3 (7.3)
弥富市	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (8.7)	8 (34.8)	9 (39.1)	4 (17.4)	0 (0)
４市計	10 (6.7)	7 (4.7)	11 (7.4)	24 (16.1)	49 (32.9)	41 (27.5)	7 (4.7)

落札率の分布【一般競争】（直近５年）

単位：件・％

区　分	90%未満	90%以上 92%未満	92%以上 94%未満	94%以上 96%未満	96%以上 98%未満	98%以上 100%未満	100%
Ａ市	4 (28.6)	3 (21.4)	1 (7.1)	1 (7.1)	0 (0.0)	5 (35.7)	0 (0.0)
Ｂ市	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	2 (50.0)	0 (0.0)
Ｃ市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	4 (66.7)	1 (16.7)
弥富市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (30.0)	7 (70.0)	0 (0.0)
４市計	5 (14.7)	3 (8.8)	1 (2.9)	2 (5.9)	4 (11.8)	18 (52.9)	1 (2.9)

落札率の状況【指名競争入札】

◇近隣３市と比較し、高落札率（98％～100％）となる契約の占める割合は17.4％で本市が最も少ない。

◇平均落札率は、95％台から97％台で推移しており、近隣市も概ね同様の傾向である。

落札率の状況からでは談合を疑わせる合理性があったとまでは言えない

落札率の状況【一般競争入札】

◇各市とも契約件数が少ないため、有意の差を判断しにくいが、本市の98％以上の落札率となる契約の占める割合は70.0％で比較的多い。

指名競争入札と比較して一般競争入札の落札率が低いとは言えない

必要性について将来的に検討が必要な事項

◎次の取組は、官製談合の防止に一定の効果が期待される一方で、課題も多いことなどから、実施の可否について、引き続き検討していく。

① 一般競争入札対象工事の拡大

…競争性・透明性が高く談合防止に一定の効果が期待できる

② 予定価格の事前公表の導入

…職員に予定価格を探るなどの不正行為を防止することができる

一般競争入札対象工事の拡大に係る課題

- 不良・不適格事業者の排除が困難である
- 手続きが多く契約締結までに時間を要する
- 審査事務量が膨大になるなど事務負担が大きい

合理的な対象範囲の設定のため検討が必要

- 現状では一般競争入札の落札率は高い傾向にある

落札率への影響について今後の実績による分析が必要

予定価格の事前公表に係る課題

- 導入団体では落札率が高い傾向にある
- 談合が一層容易に行われる可能性がある
- 積算能力が不十分な事業者でも受注できる

有効性・効果について詳細な検証・分析が必要

談合を助長する可能性があり別途対策等が必要

（注）予定価格の事前公表に関して、その適否について十分に検討するよう総務大臣・国土交通大臣の連名で通知されている。

予定価格の公表について

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

（R6. 12. 16 各都道府県知事及び議会議長、各指定都市市長
及び議会議長あて総務大臣・国土交通大臣連名通知）

Ⅱ． 継続的に措置に努めるべき事項

６． 低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直し

（中略）予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があり、昨今においても予定価格の事前公表に起因した疑いのある入札談合が発生する等の問題が生じている。このため、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うこと。

この際、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、予定価格の作成時期を入札書の提出後とするなど、外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続や、これらの行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入すること等により、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底すること。

参考：建築事業関係者の意見

◇建築工事に関しては、当初設計からの変更や、安全確保措置などの追加対策を契約後に求められることが多い。その一方で、予算上の制約などを理由に、こうした追加費用の増額が認められにくく、損失を生じさせないために、事業者は予定価格に近い金額で入札をしようとするのではないかと考えられる。

◇公共事業の設計や発注などに関して、市と事業者間で意見交換する機会があってもよいのではないか。

◇過去の契約実績や予算額を踏まえれば、予定価格を推計することは比較的容易である。

弥富市の入札契約手続きについて（工事の場合）

予算執行（※１）

⇩

審査委員会（※２）

⇩

入札参加資格審査委員会	工事等指名業者審査委員会
（一般競争入札の場合） 建築工事：予定価格　1億円以上 土木工事：予定価格　5千万円以上	（指名競争入札の場合） 予定価格　200万円超

⇩

入札手続き

⇩

落札者決定

⇩

契約（※３）

（※１）決裁区分

設計金額	区分
200万円超	市　長
100万円超～200万円以下	副市長
10万円超～100万円以下	部　長
10万円以下	課　長

（※２）審査会委員

委員長	副市長
委　員	部長等７名

（※３）決裁区分

予定価格	区分
１億５千万円以上	市　長
1000万円超～１億５千万円未満	副市長
300万円超～1000万円以下	部　長
300万円以下	課　長